

高齢者虐待防止のための指針

1 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当施設では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・施設長
- ・事務長代理
- ・看護師
- ・介護職員
- ・その他必要に応じ委員を指名する。

③虐待防止委員会の開催

虐待防止委員会は3か月に1回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- イ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ウ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- エ) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- オ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- カ) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

⑤虐待防止の担当者の選任

- 虐待防止に関する解決責任者 : 事務長代理 堀川 大樹
- 虐待防止に関する受付担当者 : 介護主任 山下 勇輝

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

4 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①入所者、入所者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は、2の⑤で定められた虐待防止担当者となります。
- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

入所者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、受付担当者が内容を責任者に報告する。

苦情窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払い対処する。また、対応の結果は相談者に報告する。

8 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

9 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します

付則

令和4年4月1日施行

令和6年4月1日改定